

福岡県公報

令和4年7月12日
第 314 号

目次

告示 (第694号 - 第701号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 3

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 4
- 意見募集の結果の公示 (環境保全課) 4

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (行財政支援課) 4
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万

に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (行財政支援課) 4

○県議会議員の解職を請求する場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (行財政支援課) 5

雑報

○令和3年度福岡県市町村職員共済組合の決算の公告 (行財政支援課) 6

告示

福岡県告示第694号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
京 築 県 道		門 司 橋 線	前	京都郡苅田町大字与原2003番9先から 京都郡苅田町大字与原2003番8先まで	7.1 ~ 7.1	77.4
			後	京都郡苅田町大字与原2003番9先から 京都郡苅田町大字与原2003番8先まで	8.0 ~ 8.1	

福岡県告示第695号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年7月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	門 司 行 橋 線	京都郡苅田町大字与原2003番9先から 京都郡苅田町大字与原2003番8先まで

福岡県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	久留米 小 郡 線	前	小郡市赤川590番先から 小郡市赤川587番先まで	10.0 ～ 10.6	121.6
			後	小郡市赤川590番先から 小郡市赤川587番先まで	11.1 ～ 21.5	121.6

福岡県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年7月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米 小 郡 線	小郡市赤川590番先から 小郡市赤川587番先まで

福岡県告示第698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
飯 塚	県 道	瀬 戸 飯 塚 線	前	飯塚市飯塚293番1先 から 飯塚市吉原町433番1 先まで	13.6 ～ 103.5	262.0	うち一般国 道211号重 用延長91.5 メートル
			後	飯塚市飯塚293番1先 から 飯塚市吉原町433番1 先まで	12.6 ～ 127.6	262.0	うち一般国 道211号重 用延長91.5 メートル

福岡県告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	八香女春線	前	うきは市浮羽町妹川2299番4先から うきは市浮羽町妹川2250番1先まで	4.7 ～ 6.3	124.5
			後	うきは市浮羽町妹川2299番4先から うきは市浮羽町妹川2250番1先まで	7.4 ～ 24.3	124.5

福岡県告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	壱町原白口線	前	久留米市三瀨町壱町原330番1先から 久留米市三瀨町壱町原326番先まで	5.1 ～ 5.2	29.0
			後	久留米市三瀨町壱町原330番1先から 久留米市三瀨町壱町原326番先まで	5.1 ～ 7.2	29.0

福岡県告示第701号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年12月11日福岡県告示第978号福岡都市計画道路事業3・3・183号長尾橋本線及び3・3・46号西新早良線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-183号 長尾橋本線
福岡広域都市計画道路事業 3・4・1-46号 西新早良線
- 3 事業施行期間
平成27年12月11日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 コスタ行橋
 - (2) 所在地 行橋市西泉六丁目2732番3外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
本件申請に関して、特段の支障はなく、特記する意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イケア福岡新宮

(2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前二丁目9番地1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見無し

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年6月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン筑紫野

(2) 所在地 筑紫野市針摺30番21外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外42者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外42者

公告

福岡県土壌汚染対策指導要綱の一部改正案について、令和4年5月27日（案の公示の日）から令和4年6月27日までの間、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和4年7月1日に公布しました。

令和4年7月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和4年6月21日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和4年7月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

84,778

福岡県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の

請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和4年6月21日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和4年7月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

629,859

福岡県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和4年6月21日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和4年7月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	27,046
北九州市小倉北区	50,713
北九州市小倉南区	58,148
北九州市若松区	22,531
北九州市八幡東区	18,367
北九州市八幡西区	69,652
北九州市戸畑区	15,984
福岡市東区	85,825
福岡市博多区	66,425
福岡市中央区	55,622

福岡市南区	72,519
福岡市城南区	34,938
福岡市早良区	59,961
福岡市西区	56,528
大牟田市	31,466
久留米市	83,041
直方市	15,567
飯塚市・嘉穂郡	38,945
田川市	12,835
柳川市	18,063
八女市・八女郡	22,656
筑後市	13,485
大川市・三潞郡	13,212
行橋市	20,199
中間市	11,570
小郡市・三井郡	20,565
筑紫野市	29,091
春日市	30,715
大野城市	27,663
宗像市	26,867
太宰府市	19,766
古賀市	16,253
福津市	18,210
うきは市	8,018
宮若市・鞍手郡	13,997

嘉麻市	10,332
朝倉市・朝倉郡	23,306
みやま市	10,271
糸島市	28,367
那珂川市	13,528
糟屋郡	62,541
遠賀郡	25,788
田川郡	21,042
京都郡	15,506
築上郡・豊前市	15,848

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定に基づき、令和3年度決算の要旨を公告する。

令和4年7月12日

福岡県市町村職員共済組合
理事長 高木 典雄

損益計算書の要旨

(単位：千円)

取	経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
	負担金	7,579,237	19,513,860	1,025,530	138,151			267,219	284,104			
	掛金（組合員保険料を含む）	7,657,030	12,461,569	1,025,499					206,792			
	特定健康診査等収入								96,545			
	組合員貸付金利息										18,150	
	受託商品手数料											12,339
	補助金・交付金	812,292						105,275			103	
	利息及び配当金等					1,827	24,263	28	424	514,824		
	その他の収入	48,398						68	24,706	9,480		380
	他経理から繰入金							50,357				

入	前年度支払準備金	1030,083											
	計	17,127,040	31,975,429	2,051,029	138,151	1,827	24,263	422,947	612,571	524,304	18,253	12,719	
支	給付金	7,419,141											
	役員給与							175,837	31,680	17,546	5,666	1,956	
	旅費・事務費							15,840	3,144	12,036	2,329	230	
	支払利息					1,827	24,263			430,635	1,826	4,544	
	前期高齢納付金、後期高齢・病床支援金	6,821,459											
	退職者拠出金、介護納付金	1,667,865											
	連合会払込金	180,755											
	連合会拠出金	676,962											
	連合会分担金							8,640	5,561				
	負担金払込金・掛金払込金		31,975,429	2,051,029	138,151								
	事務費負担金払込金							118,711					
	厚生費（保健事業）								532,164				
	特定健康診査等費								21,860				
	その他の支出	4,975						69,799	22,328	12,404	5,960	7,729	
	他経理へ繰入金	50,357											
	次年度支払準備金	1,131,170											
出	計	17,952,684	31,975,429	2,051,029	138,151	1,827	24,263	388,827	616,737	472,621	15,781	14,459	
	差引当期利益金又は当期損失金（△）	△ 825,644	0	0	0	0	0	34,120	△ 4,166	51,683	2,472	△ 1,740	

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	2,153,374	2,020,982	135,960	925	92,683	310,995	1,032,851	2,041,920	12,805,878	77,011	887,713
	固定資産					135,000	10,753,110	13,491	1	66,287,636	1,398,108	
	資産合計	2,153,374	2,020,982	135,960	925	227,683	11,064,105	1,046,342	2,041,921	79,093,514	1,475,119	887,713
負債	流動負債	732,534	2,020,982	135,960	925			13,989	11,233	73,172,369	1,162	752
	固定負債	1,131,169				227,683	11,064,105	424,268	81,874	36,643	211,397	749,000
	負債合計	1,863,703	2,020,982	135,960	925	227,683	11,064,105	438,257	93,107	73,209,012	2,125,559	749,752
純資産	資本剰余金											
	利益剰余金（欠損金）	289,671						608,085	1,948,814	5,884,502	1,262,560	137,961
	純資産合計	289,671	0	0	0	0	0	608,085	1,948,814	5,884,502	1,262,560	137,961
	負債・純資産合計	2,153,374	2,020,982	135,960	925	227,683	11,064,105	1,046,342	2,041,921	79,093,514	1,475,119	887,713